

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に原発事故当時、里帰り出産のために一時帰省していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として一時金30万円が賠償されたほか、避難中の生活費増加費用が平成24年11月分まで賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|----------|------------------------------|-----------|
| (1) 損害項目 | 生活費増加費用 | 金15万6997円 |
| 期 間 | 自 平成24年2月6日
至 平成24年11月4日 | |
| (2) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（増額分。一時金として。） | 金30万円 |
| 期 間 | 自 平成23年3月11日
至 平成23年7月31日 | |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金45万6997円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上各自1通を保有する。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

令和元年7月18日